

確定申告

所得税の確定申告、市県民税の所得申告の時期です。
期限内に忘れずに申告を済ませましょう。

【申告期限】

3月16日(月)

市役所または各支所での市県民税申告

地 区	と き	と ころ
宇和島	3月16日(月)まで 午前9時～11時30分、 午後1時～4時30分 (土日・祝日を除く)	市役所 602会議室
吉 田		吉田支所 税務係
三 間		三間支所 会議室
津 島		岩松公民館

※必要と思われる人はお越しください。所得税の確定申告をする人は、必要はありません。

【対 象】 市内に住み、令和元年中に①～③の所得があった人、または国民健康保険の被保険者(令和元年中の収入が無い人も申告が必要)

- ①営業・農業・漁業などの事業所得
- ②家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人
 - ▶勤務先から市に給与支払報告書が未提出
 - ▶2ヵ所以上から給与を受けた
 - ▶医療費控除などを受けようとする人
 - ▶令和元年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書を未提出など

【持参物】

- ▶収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▶収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▶控除に必要な医療費を証明する書類(医療費通知など)、社会保険料・生命保険料・年金保険料・介護保険料などの支払いが確認できる書類
- ▶給与所得者と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▶印かん(スタンプ式は不可)
- ▶利用者識別番号(ある人)
- ▶申告者本人のマイナンバーカード(持っていない人は番号確認書類および身元確認書類)

番号確認書類	通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
身元確認書類	運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、パスポートなど

【問合先】 税務課市民税係 ☎24-1111または各支所税務係

宇和島税務署での確定申告

【申告と納税の期限】

- ▶所得税及び復興特別所得税、贈与税：3月16日(月)まで
 - ▶消費税及び地方消費税：3月31日(火)まで
- 所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税については、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出することで、振替納税が利用できます。利用者は、次の振替日の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。

【振替日】

- ▶所得税及び復興特別所得税：4月21日(火)
- ▶消費税及び地方消費税：4月23日(木)

■マイナンバーの記載に注意してください

所得税、贈与税および消費税の申告書については、申告する本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載と申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。

<共 通>

【問合先】 宇和島税務署 ☎22-4511



マイナポイントを活用した消費活性化策

ポイントでお得に買い物！

令和2年度に「マイナポイントを活用した消費活性化策」が始まります。キャッシュレス決済でチャージまたは買い物をすると、マイナポイント25%（上限5,000円分）が付与されます。

事前に準備しておくこと

step 1 マイナンバーカード取得

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードは、パソコンやスマートフォンなどから申請できます。マイナンバーカードの交付には一定の期間を要するため、申請は早めをお願いします。



■郵送による申請

通知カードと一緒に届いた「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入し、写真を貼り、同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

step 2 マイキーIDの設定

■市民課または各支所市民保険係で設定

マイキーIDの設定を支援します。設定には、マイナンバーカードとカード取得時に設定した4桁の利用者証明用暗証番号の確認が必要です。

【問合先】市民課 ☎49-7075 または各支所市民保険係

■スマートフォン、パソコンで設定

【準備物】

- ▶スマートフォンから設定：マイナンバーカード、専用アプリのインストール
- ▶パソコンから設定：マイナンバーカード、公的個人認証サービス対応のICカードリーダー



step 3 マイナポイント申込

マイナポイントの申し込みは7月から開始予定です。マイナポイントを活用するためには、キャッシュレス決済の登録が必要です。



マイナちゃん

step 4 マイナポイント利用

登録したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をすると、マイナポイントが付与されます。付与されたポイントはキャッシュレス決済サービスで利用できます。

※利用期間（予定）：9月～令和3年3月末

【問合先】マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178（平日：午前9時30分～午後8時、土日・祝日：午前9時30分～午後5時30分）



住所異動手続き、国民健康保険からのお知らせ

住民基本台帳の記録の正確性を確保するため、正確な住所変更の届け出が法律で義務づけられています。
正当な理由なく届け出をしない場合は、5万円以下の過料に処するとされています。必ず手続きをしましょう。

マイナンバーカード・通知カード

住所変更手続きをする場合に、マイナンバーカードに新住所を追記せずに90日を経過するとそのカードは失効します。

同一世帯の住所変更手続きをする場合は、世帯全員分のマイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

※マイナンバーカードは世帯全員分の暗証番号の入力が必要です。

【問合先】市民課 ☎49 - 7075

市民サービスセンターの利用

3～4月は転入や転出手続きなどのために市民課窓口が大変混雑します。住民票や各種証明書などが必要な人は、市民サービスセンターも利用してください（住民異動、戸籍の届出、印鑑登録などは不可）。

【所在地】中央町2丁目5番24号（袋町商店街内）

【利用時間】午前9時45分～午後6時30分

※毎週木曜日は休みです。

【問合先】市民サービスセンター ☎22 - 0205

国民健康保険からのお知らせ

■国民健康保険の加入・脱退の届出

健康保険などに加入、脱退をしたときは、14日以内に必ず届け出てください。

【持参物】

- ▶ 加入：健康保険資格喪失証明書、印かん
- ▶ 脱退：保険証、新しい保険証、印かん

【届出先】市役所 市民課または各支所 市民保険係

■学生の遠隔地被保険者証

国民健康保険に加入し進学により住所変更する人や、卒業・退学する人は学生の遠隔地被保険者証の届け出をしてください。

【持参物】

- ▶ 進学による住所変更：保険証、在学証明書（入学前は合格通知など）、印かん
- ▶ 卒業・退学：学生の遠隔地被保険者証、新しい保険証（ある場合のみ、写し可）、印かん

※代理人が届け出する場合は、本人の住所が分かるものを持参してください。

【届出先】市役所 市民課または各支所 市民保険係

■高額療養費制度

1ヵ月（月の1日から末日まで）にかかった医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、申請して認められると差額分が後から支給されます。

対象者には、診療月の翌々月下旬に通知が届きます。診療月の翌月1日から2年が経過すると時効のため申請できなくなります。

【準備物】通知、領収書、世帯主の振込み口座がわかるもの（漁協は除く）、印かん

【注意事項】国民健康保険の手続きにはマイナンバーと本人確認書類が必要です。「通知カードと運転免許証などの本人確認書類」または「個人番号カード」を持参してください。

【問合先】保険健康課保険業務係 ☎内線2134・2106
または各支所市民保険係